

社会保険

いばらき

11

扶養親族等申告書の提出はお忘れなく！

2009 NOV.
NO.378

- 賞与を支払ったら賞与支払届を忘れずに！
- 生活習慣病予防健診のご案内
- 「日本年金機構」が平成22年1月からスタート！



「ソレントの花嫁」(撮影・南イタリア)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

年金受給者の皆さまへ

扶養親族等申告書の提出はお忘れなく！



課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかります。

そして、その者の受ける年金の支給額から源泉徴収を行うことになっています。

源泉徴収される方

65歳未満の年金受給者で、支給年金額が年額108万円以上の方。また、65歳以上の年金受給者で、支給年金額が年額158万円以上の方。

ただし、障害年金や遺族年金の受給者は、源泉徴収の対象者から除かれます。

在職されている方

在職しながら年金を受けている方で、給与から所得税が源泉徴収されているときは、給与と年金の両方から扶養親族等の控除を受けることはできません。

ただし、公的年金等控除及び基礎控除相当の控除は受けられますので、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

申告書の提出

平成21年10月下旬から「扶養親族等申告書」のハガキが社会保険業務センターより自宅あてに郵送されます。

平成21年12月1日までに社会保険業務センターに届くように、提出をお願いします。

記入にあたっては同封の手引きをご参照下さい。

申告書の提出がなかった場合

「扶養親族等申告書」を提出する必要がある方が提出しなかった場合は、年金から各種控除等が受けられず、2月定期支払より年金支給額の7.5%が所得税として源泉徴収されます。

源泉徴収税額が納め過ぎとなる場合は、確定申告を行うことでその額の払い戻しを受けることができます。

お問い合わせ先

ねんきんダイヤル

0570-05-1165

受付時間は午前8時30分から午後5時15分です。
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く。)

IP 電話や PHS からは03-6700-1165にお電話ください。

賞与を支払ったら賞与支払届を忘れずに！

被保険者に賞与を支払った場合には、支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届総括表」と被保険者ごとに賞与額等を記入した「被保険者賞与支払届」とを併せて提出していただくことになっています。

この届出は、保険料や年金の計算の基礎となる『標準賞与額』を決定する大切なものです。

なお、賞与支払予定月に支払がなかった場合は「被保険者賞与支払届総括表」（「④支給・不支給」欄の「不支給1」に○を付けてください。）のみ提出してください。

また、支払予定月が変更になったり、給与規定等により今後の支払予定がなくなった場合は、その旨を「被保険者賞与支払届総括表」にてお知らせください。

被保険者賞与支払届総括表と被保険者賞与支払届は、登録されている賞与支払予定月の前月に社会保険事務所から送付されます。

届出方法は、紙のほか磁気媒体申請（FD）や電子申請もありますのでご利用ください。



賞与の対象となるもの

賞与（役員賞与も含む）、ボーナス、期末手当、冬（夏）季手当、越年手当、繁忙手当、勤勉手当、もち代、年末一時金などの賞与性のもの（年3回以下の支給の場合）、その他定期的でなくとも一時的に支給されるもの



賞与の対象とならないもの

年4回以上支給されている賞与（標準報酬月額の対象になります）、結婚祝金、大入袋等

保険料額の計算方法

まず、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てます。これが「標準賞与額」となりますが、上限があり、健康保険は年間（保険者単位で毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）540万円、厚生年金保険は支給1回（同じ月に2回以上支給されたときは合算）につき150万円です。その標準賞与額に保険料率をかけて算出した金額が保険料額になります。

こんなときは？

資格喪失月（退職日の翌日の属する月）に支払われた賞与には保険料がかかりませんが、資格喪失日前に支払われた場合は、賞与年度累計額を算出する必要があるため、その該当者についても「被保険者賞与支払届」に記入してください。

詳しくは、お近くの社会保険事務所へお問い合わせ下さい。

算定基礎届

提出についてご協力ありがとうございました。

決定されました新しい標準報酬月額は、9月分(11月2日納付期限)から適用されますので、よろしくお願ひします。

協会けんぽ 茨城支部 からのお知らせ

平成21年度（21年4月～22年3月）



生活習慣病予防健診のご案内

ご加入の皆さまの健康増進と疾病予防、健康管理意識を高めていただくために生活習慣病予防健診並びに特定保健指導・健診後の健康相談を実施しております。

詳細につきましては、3月下旬に、事業所へお送りしました**ご案内パンフレット**をご覧ください。

※健診事業は予算の範囲内で行っている事業です。予定人員に達すると、健診が実施できない場合がありますので、お申込みはお早めをお願いします。

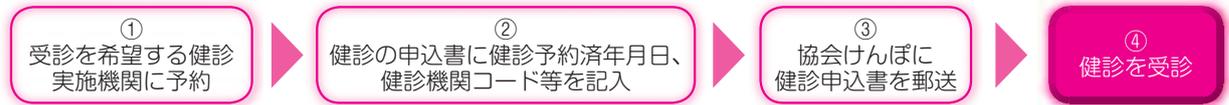
年に1度は健診を受けましょう

	検査項目	対象者	費用（受診者負担分）
一般健診	●問診・触診・身体計測（腹囲など）●視力・聴力測定●血圧測定●尿検査●便潜血反応検査●血液一般検査●血糖検査●尿酸検査●血液脂質検査●肝機能検査●胸部レントゲン検査●胃腸レントゲン検査●心電図検査●(医師の判断により)眼底検査 【特定健康診査の検査項目が含まれています】	①40歳～75歳未満の方 ②35歳～39歳で生活習慣改善指導を受けることを希望する方	最高で6,843円 【眼底検査を追加実施した場合は最高で別途76円が必要です】
健診付加	●尿沈渣顕微鏡検査●血液学的検査（血小板数、末梢血液像）●生化学的検査（総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH）●眼底検査●肺機能検査●腹部超音波検査	一般健診を受診する方で ①40歳の方 ②50歳の方	最高で4,583円 【別途一般健診の費用が必要です】
乳がん・子宮がん検査	乳がん検査 ●問診・視診・触診 ●乳房エックス線検査 子宮がん検査 ●問診●細胞診	一般健診を受診する方で 40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	●50歳以上 最高で1,666円 ●40歳～48歳 最高で2,240円 【別途一般健診の費用が必要です】
子宮がん検査	●問診●細胞診	20歳～38歳の偶数年齢の女性の方	最高で630円
肝炎ウイルス検査	●HCV抗体検査 ●HBs抗原検査	①一般健診を受診する方 ②一般健診においてGPT値が36以上であった方（ただし、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除く）	最高で595円

- ◆生活習慣病予防健診は協会けんぽが指定する健診機関で受診することができます。健診実施機関は協会けんぽホームページ、『保健サービス』の「健診実施機関等一覧」または3月末にお送りしました「生活習慣病予防健診のご案内」の裏面をご参照ください。
- ◆年度中1回に限り、健診費用の補助が受けられます。
- ◆申込時および受診時に協会けんぽの加入者（ご本人）であることが必要です。

お申込みから受診まで

※健診機関によっては、すでに予約を締め切っている場合がありますので、ご了承ください。



特定保健指導

※健診後、メタボリックシンドロームのリスクの数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のことです。

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診を受診され、特定保健指導の対象となる方がいらっしゃる事業所へ保健師を派遣し無料で保健指導を実施しております。ぜひ、この機会に特定保健指導をご利用ください。

協会けんぽ（全国健康保険協会）ホームページから申込書が印刷できます。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索

お申込み
お問い合わせ



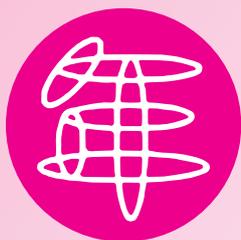
全国健康保険協会 茨城支部 保健サービスグループ

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎029-303-1584(直通) 029-303-1500(代表)

茨城支部では“元気な職場づくり”を応援します。くわしくは、茨城支部ホームページをご覧ください。



にっぽん
「日本年金機構」が
平成22年1月からスタート！

（社会保険庁が廃止され、
新たに「日本年金機構」がスタートします。）

国民の皆さまの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

○現在の社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在の社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

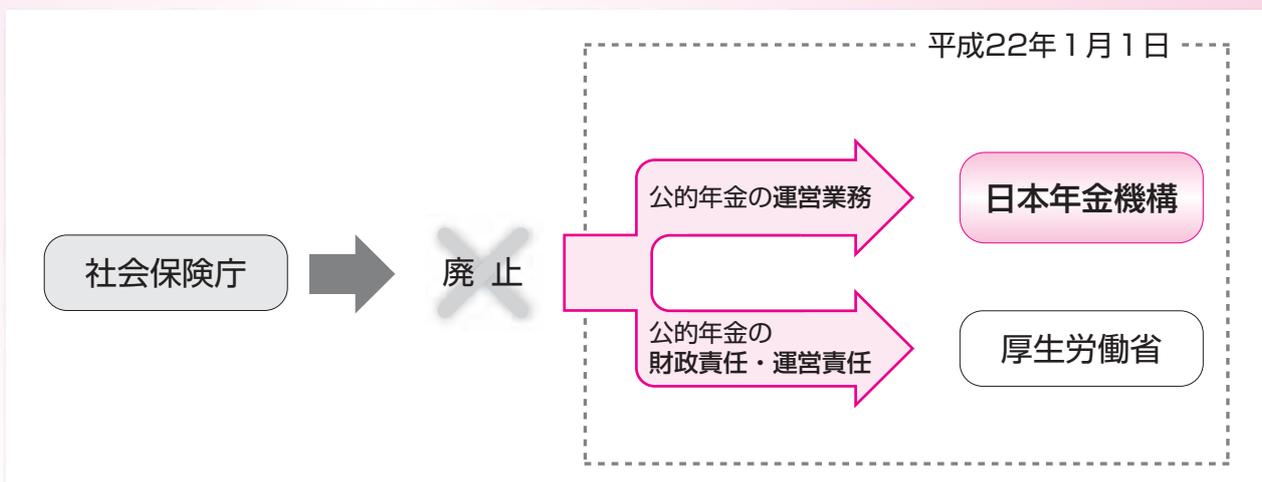
○日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきますこととなりますが、国民の皆さま方に何らかの手続をしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。

○日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



日本年金機構のシンボルマーク
(平成21年6月25日決定)

日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の上に「年」の一文字をシンボライズすることで表現。



お問い合わせは、お近くの社会保険事務所へ

社会保険協会 契約保養所のご案内

会員の事業所で、健康保険及び厚生年金保険の被保険者や被扶養者の方が、「ウェルサンピア日立」を宿泊利用する場合は、利用料金の補助を行っております。

☆補助金額 お一人様一泊につき 1,000円
(お一人様年間二泊までご利用できます)

◎申込方法

利用者は、直接契約保養所に連絡し、利用日など予約後、「契約保養所利用申込書」を当協会へ提出してください。

「契約保養所利用承認書」を交付しますので、必ず宿泊施設に提出してください。

申込書は当協会ホームページからダウンロードするか、お電話にてご連絡ください。 <http://www.ibashaho.or.jp>



旬の味覚を盛り込んだ 忘・新年会特別宿泊パック

※10名様以上で予約ください。※休前日・金曜日・年末年始を除く。※定員利用料金となります。※定員減はお一人様¥500の割増しとなります。

バスにてお迎え	忘・新年会プラン お食事(浜風・潮波・夕凧・彩海・あんこう鍋・海鮮鍋コース)サービス(カラオケ・宴会室料)	飲み放題 ¥1,500	人工光明石温泉(日帰り)	ご宿泊 [1泊朝食付] ¥4,500	バスにてお送り
4大特典					
1 無料送迎バス (10名様以上 要予約)	2 1泊朝食付 4,500円	3 カラオケ使用料サービス	4 人工光明石展望風呂 入浴料サービス(日帰り)		

すべて込み込みでお一人様

浜風パック(盛込み)	¥10,500
潮波パック(盛込み)	¥11,500
夕凧パック(盛込み)	¥12,500
彩海パック(会席)	¥12,500
あんこう鍋・海鮮鍋コースパック	¥11,500

ウェルサンピア日立 ☎0294-53-8000

🚗 駐車場完備
第1駐車場/130台・第2駐車場/400台

〒319-1223 茨城県日立市みなと町6-1 FAX 0294-52-6218 E-mail: sp_hitachi@kjp.or.jp http://www.kjp.or.jp/hp_62/

夜間・土曜日も年金相談ができます!!

県内の全社会保険事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開いたします。

是非ご利用ください。

現在、相談されるお客さまが多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共交通機関をご利用されるなどで協力いただければ幸いです。

2009	日	月	火	水	木	金	土	2010	日	月	火	水	木	金	土
12			1	2	3	4	5	1							
	6	7	8	9	10	11	12								
	13	14	15	16	17	18	19								
	20	21	22	23	24	25	26								
	27	28	29	30	31										

平日時間延長日 休日開庁日

※日本年金機構における夜間・土曜日の年金相談窓口の開設は未定です。

12月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。

なお、直近のスケジュールは社会保険庁ホームページをご覧ください。

※月曜日が休日の場合は翌日以降の開庁日となります。

12月12日(土)に年金相談を実施します。

受付時間 午前9時30分から
午後4時まで

●受付時間は、午前10時から午後一時までです。

◎日立社会保険事務所

八日(火) 竊竊総合福祉センター

十六日(水) 古河商工会議所
十七日(木) 常総市商工会

◎下館社会保険事務所

十八日(金) 龍ヶ崎市商工会

◎土浦社会保険事務所

四日(金) 石岡商工会議所
十日(木) 取手市商工会

◎水戸南社会保険事務所

九日(木) 鹿嶋市商工会本所
十六日(水) 神栖市商工会本所

◎水戸北社会保険事務所

二日(水) 常陸太田市役所
十五日(火) 大子町役場
十七日(木) 常陸大宮市役所

十二月の年金相談所開設

